

1

都市農業・農地に関する国の動向

都市住民による都市農業・農地への期待が高まる中、農業者や農業団体、関係自治体による要望を受け、国は都市農業・農地を都市に「あるべきもの」として、都市農地が有する多面的な機能を積極的に活かす方向に政策を転換しました。

平成29年2月に生産緑地法の改正案が閣議決定され、生産緑地地区指定にあたって一律500㎡以上とされていた面積要件を地域の状況に応じて緩和できることとされました。

2

制度の改善に係る国への要望

都はこれまでも、都市農業・農地に係る制度の改善について、毎年、国へ要望してきました。また、平成27年3月には、国家戦略特別区域に都市農業の振興と都市農地保全に向けた制度改正の提案を行いました。

都民生活に多くの役割を果たす都市農地が保全され、都市の農業者が将来に向けて安心して農業を継続できるように、引き続き、国へ要望します。

(1) 貸借された生産緑地に対する相続税納税猶予制度の適用

現在、市街化区域内の農地については、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の貸付けができないため、以下の3点を要望していきます。

- ①保全されるべき農地である生産緑地については、農地所有者が安心して意欲ある農業者に農地を貸すことができるよう、貸借期間を明確に定めた同法に基づく貸付けに相当する制度を創設すること
- ②貸借された生産緑地についても相続税納税猶予制度の対象とすること
- ③「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」や「市民農園整備促進法」に基づき自治体などへ生産緑地を貸し付けた場合も、納税猶予制度を適用すること

また現状では、三大都市圏の特定市において相続税納税猶予制度の適用を受けた生産緑地は、終身営農が義務付けられており、貸し付けた場合には借り主が「主たる従事者(耕作者)」となることから、農地の所有者が死亡した際に相続人は買取り申出ができないことも、貸借を進める上での障害となっています。

このため、相続税納税猶予制度が適用された生産緑地についても、貸し付け期間中に所有者が死亡した場合に相続人が買取りの申出を行えるよう制度を改正することを要望していきます。

(2) 営農に必要な農業用施設用地などへの相続税納税猶予制度の適用

生産緑地は、相続税納税猶予制度の対象となりますが、農業経営上不可欠な集出荷施設や農機具倉庫、畜舎などの農業用施設用地、防風や堆肥確保のための屋敷林や平地林は対象外となっているため、一定の土地利用制限の下で適用を拡大するなど、相続税の負担軽減措置を要望していきます。

(3) 生産緑地の買取り支援

生産緑地法に基づく買取り申出の面積は、都内で年間 50ha 規模に及びますが、農業従事者の死亡などをきっかけに申し出されることから計画的な取得が難しく、また、地価が高く財政的な負担が大きいことから区市が買取り申出に応じることは困難となっています。さらに、他の農家へのあっせんによる買取りも少ないことから、農地の転用による宅地化が進行しています。

買取り申出のあった生産緑地のうち、防災や環境保全、教育などの多面的機能を十分に発揮することが期待できる農地については、一部を公有化するなどして保全していく必要があります。そこで、区市による計画的な生産緑地の買取りに対する財政的な支援を要望していきます。

(4) 新たな物納制度の創設

現行の制度では、相続に伴い国へ物納された市街化区域内の農地は、売却して転用されるため農地として保全されることはありません。

このため、相続税の物納により国有化される市街化区域内農地を自治体に低額で貸し付けし、市民農園として活用させるなど、農的利用を継続できる新たな制度の創設を要望していきます。